

# 第1期中期目標期間における積立金の繰越について

### 地方独立行政法人法第40条

- 中期目標期間終了後において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設立団体の長の承認を受けて次期中期目標期間の認可中期計画に定める業務の財源に充てることができる。
- 設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 積立金から上記設立団体の長の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

### 次期中期目標期間への繰越承認を求める考え方

- 以下については次期中期目標期間への繰越を承認する。
  - ・当該中期目標期間中に経営努力を認定し、目的積立金として整理した額(最終事業年度において経営努力と認められる剰余金を含む)
- 以下については次期中期目標期間への繰越を認めず、県に納付するものとする。
  - ・当該中期目標期間中に経営努力として認められず、積立金として整理された額(最終事業年度において経営努力と認められない剰余金を含む)

